

背景・必要性

- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案が第204回通常国会で可決成立、令和3年6月16日公布。(同年7月下旬施行予定)。産総研は、自らの研究開発業務に支障のない範囲で、その保有する施設及び設備のうち、事業者による新事業開拓に資するものとして経産省令に定めるものを、新商品の開発又は生産等の事業活動を行う者の利用に供することが可能となる。
- 新型コロナウイルス感染症対策に資する研究開発の重要性の高まり。

主な法改正の概要

①産業競争力強化法の改正

第二十一条の十二 国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設(土地を含む。)及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、**新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う者の利用(鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。)**に供する業務を行うことができる。

②国立研究開発法人産業技術総合研究所法の改正

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 3 研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法(平成25年法律98号)第二十一条の十二に規定する業務を行うことができる。

「新型コロナウイルス感染症の対策」の追加

産総研が行う社会課題の解決に貢献する戦略的研究開発の柱に「新型コロナウイルス感染症の対策」を追加。

主な中長期目標の変更

- Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
2. 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充
 - (2)冠ラボやOIL等をハブにした複数研究機関・企業の連携・融合
 - …さらに、多様な研究ニーズに対応するオープンイノベーションの場を充実するため、TIA推進センター、臨海副都心センター、柏センター等における研究設備・機器の戦略的な整備及び共用を進めるとともに、研究設備・機器を効果的に運営するための高度支援人材の確保に取り組む。**また、「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づき、産総研が保有する研究開発施設等の企業等による利用を着実に推進する。**

(別紙1)第5期中長期目標期間において重点的に推進すべき研究開発の方針

I. 社会課題の解決に向けて全所的に取り組む研究開発

4. 新型コロナウイルス感染症の対策

- 感染防止対策や行動指針の策定等に繋がる研究開発喫緊の社会課題である新型コロナウイルス感染症対策について、高速高精度なウイルス検出技術等の開発を行う。また、大規模イベント等における感染リスク評価に資する各種計測技術を活用し、各種団体と連携し対策効果の評価や感染対策の指針作り等に貢献する。